



子供が生まれたときの主な手続き(区役所関連)

届出後に戸籍の謄抄本等をとることができるのは、

- 1、札幌市東区分 → 月 日からです。
- 2、他の市区町村分 → おおむね10日から2週間程度かかると思われませんが、
関係本籍地の市区町村戸籍担当課にご確認ください。

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きをしてください。手続きについてのおたずねは、それぞれの担当の窓口でお願いいたします。

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きのしかた・手続きに必要な方	窓口 (各課直通のダイヤル ライン番号)
	国民年金保険料の免除	・年金手帳 ・印鑑 ・母子手帳	国民年金の加入者が出産されたときは保険料が免除されますので窓口へお問い合わせください。	1階⑥番 保険年金課 (741-2543)
	国民健康保険の加入	・国民健康保険証 ・母子手帳	「国民健康保険」加入世帯での出生で、その子どもがほかの健康保険の適用を受けない場合は、国民健康保険の加入手続きをしてください。 【国民健康保険以外の方は職場に確認してください】	1階⑧番 保険年金課 (741-2532)
	国民健康保険 出産育児一時金の申請	・国民健康保険証 ・印鑑 ・納付通知書 ・母子手帳 ・世帯主の預金口座 ・医療機関から交付される直接支払制度に関する合意文書 ・出産費用の領収・明細書	国民健康保険の加入者が出産されたときは、世帯主の方が申請してください。 ただし、他の健康保険から支給される場合は除きます。 <u>他の健康保険に被保険者として1年以上加入していて、その保険をやめてから6ヶ月以内に出産された場合は、加入していた保険から支給されます。</u> 【国民健康保険以外の方は職場に確認してください】	1階⑦番 保険年金課 (741-2529)
	児童手当の申請	新規のときは健康保険証・預金通帳等 (不足書類がある場合でも申請可能です)	手当を受けている方は増額請求、受けていない方は新規の認定請求を出生日の翌日から15日以内にしてください(公務員の方は職場で手続きをしてください)。詳細は別紙をご覧ください。	
	児童扶養手当の申請 (所得制限あり)	・戸籍謄本 ・預金通帳等	出産後、ひとり親家庭等に該当する場合は窓口へお問い合わせください。	2階⑳番 保健福祉課 (741-2461)
	特別児童扶養手当の申請 (所得制限あり)	・戸籍謄本 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・診断書等	心身に障がいのあるお子さんを出産された場合は、窓口へお問い合わせください。	
	子ども医療費助成の申請 (所得制限あり)	お子様の健康保険証 (加入資格がわかるもの)	窓口へお越しください。詳細は別紙をご覧ください。	
	出産連絡票(ハガキ)の提出		母子健康手帳に綴じ込みの「出産連絡票」のハガキを市内の区役所又は東保健センターに提出してください。	東保健センター2階 健康・子ども課 (代)711-3211)
	家庭ごみ処理手数料の減免		翌々月上旬までに、指定袋引換券(ハガキ)を送付しますので、券面に記載している交付場所に引換券を提出して指定袋をお受け取りください。	環境局企画課 (211-2912)
	マイナンバーについて		お子さんの個人番号通知書については、約2週間~1か月後簡易書留にて住民登録地に送付されます。	1階⑤番 戸籍住民課 (741-2449)